

小林正英君学位請求論文審査報告

小林正英君より提出された学位請求論文「冷戦後欧州・大西洋地域の安全保障枠組みの変容」は、冷戦後の北大西洋条約機構（NATO）および欧州連合（EU）の安全保障政策のあり方の分析を通じて、欧州・大西洋地域における安全保障枠組みのあり方がどのように変化してきたのか、あるいはどのように変わりつつあるのかについて考察を行ったものである。

冷戦終焉とともに、一時、冷戦期の欧州・大西洋地域の安全保障の基本的枠組みであった NATO について、その解体・解消という議論があった。しかし、現実的には今日に到るまで持続しており、予見しうる将来においても継続するであろうと考えられている。他方、安全保障上の課題、すなわち「不戦共同体」の構築というビジョンをもって考案されながら、実際には経済政策を中核として発展してきた欧州統合過程は、特に冷戦後、軍事活動を展開する安全保障主体としての姿を現しつつある。

従って、冷戦後の欧州・大西洋地域の安全保障枠組みを検討する際には、NATO の変容、安全保障主体としての EU の発展、EU と NATO を包括した同地域の全体像と、EU・NATO 関係といったこれらのすべてが個別的・全体的に考察されなければならない。さらに、NATO や EU といった枠組みは固定化されたものとして存在するのではなく、ともに拡大によって正規加盟国を増やし続け、さらに非加盟国との関係の構築も進めており、これらもあわせて検討されなければならない。

小林君は、本塾大学院法学研究科博士課程に在学中の一九九六年から一九九九年まで在ベルギー日本国大使館欧州安全保障問題担当専門調査員として勤務し、現地で数多くの当局者等と接触した経験を有している。以来、一貫して欧州・大西洋地域の安全保障枠組みとその変容について観察してきたが、その成果が本論文である。本論文は、A4 判で本文一四五頁（一五万二〇九八字）、参考文献四一頁からなっている。その一部はすでに小林君が『法学政治学論究』、『国際安全保障』などの査読付きの学術雑誌に発表した論文や『EU の国際政治』などの共著の一部として公開したものを土台としているが、これらを大幅に加筆修正するとともに、書き下ろしの章を加えて、体系化させたも

のが今回提出された論文である。

一 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章

第一章 NATOの変容

— 欧州・大西洋地域の地域的安全保障機構へ

序論

問題の所在と本論の構成

第一節 2つの戦略概念—NATOへの新任務付与

第一項 継続と変化—両戦略概念全般

第二項 継続と変化—同盟の主要な目的

第三項 戦略概念中に現れた地域的安全保障機構としての
NATO

第二節 NATOへの新任務付与プロセスとしての旧ユー

ゴ紛争

第一項 4つの時代区分

第二項 欧州緒機構の併存の中からNATO中心へ

— 一九九二年

第三項 NATOによる強硬な解決策へ

— 一九九三—一九九五年

第三節 NATOの変容へ

第一項 軍事ドクトリン改訂の経過

第二項 軍事能力・態勢面での対応

第四節 ボスニア紛争後のNATO

— より単独行動主義的なNATOへ

第一項 コソヴォ紛争

第二項 マケドニア問題

結論

第二章 地域的安全保障機構としてのNATOの変容

— CJTF、EAPC／PFP、NATO・ロシア

関係

序論

第一節 NATO拡大

— 欧州・大西洋地域の地域的安全保障機構としての
パートナーシップの構築

第二節 NATO・ロシア関係の構築

— 非五条任務のための「準NATO」へ

第一項 NATO拡大とNATO・ロシア関係の構築

冷戦終焉から一九九四年まで—包括的東方拡大の時代

NATO・ロシア個別関係の構築

— 一九九四年から一九九七年まで

NATO・ロシア常設共同理事会（PJC）の機能

第二項 NATO・ロシア関係構築の「なぜ」と「これ

から」

NATO側の対ロシア政策

ロシアの対NATO政策

目標の一致とありうべき衝突

ポテンシャル―危機管理レジームへ?

NATO・ロシア理事会(NRC) 設立とポテンシャルの開放へ

第三節 CJTF

第一項 地域的安全保障機構における脅威認識の不一致と不均衡

第二項 「有志連合」と多国間主義

第三項 「有志連合」と同盟

第四項 「見捨てられずに自立する」

第五項 「巻き込まれずに関与する」

結論

第三章 欧州・大西洋地域的安全保障機構からグローバル・アライアンスへ?

序論

第一節 ワシントン戦略概念からリガ包括的政治指針へ

第二節 9・11テロおよびイラク・アフガン問題へのNATOの対応

TOの対応

第三節 非六条NATOへ?

―グローバル・パートナーシップの展開

第一項 NATO対応部隊(NRF)

第二項 グローバル・パートナーシップの展開

第三項 二〇〇一年以降のNATOパートナーシップの変容

第四項 NATO・中東関係

結論

第四章 EUの安全保障主体化

―平和維持活動を下請けするESDPから完全な安全保障主体へ

序論

第一節 ESDP確立初期

第一項 共通外交・安全保障政策(CFSP) 導入までのアムステルダム条約における軍事的政策・能力の導入とニース条約による成熟

第三項 EU独自の能力構築

第四項 NATOおよび国連との機構間関係の構築

第五項 実際の活動

第六項 ESDP確立の政治過程

第二節 HG2010とリスボン条約による変化

第一項 ESS

第二項 HG2010

第三項 欧州憲法条約およびリスボン条約における発展連帯条項

ESDPからCSDPへ

「拡大パートナーズベルク任務」

「常設構造化協力」

結論

第五章 EU文民的安全保障政策

序論

第一節 EU文民的安全保障政策概観

第一項 CFS Pにおける文民的安全保障

第二項 EU文民的安全保障政策の萌芽

——一九九九年ケルン欧州理事会から二〇〇〇年

ニース欧州理事会まで

第三項 ニース欧州理事会後の文民的安全保障政策の発展——量から質へ

展——量から質へ

第二節 EU文民的安全保障政策の政治過程

第一項 萌芽期におけるスウェーデンのイニシアチブと

カウンタバーランスとしての文民的安全保障

第二項 文民的安全保障の揺籃期

——理解の共有と縄張り争いへ

第三項 「独り立ち」へ向かう文民的安全保障？

——真の民軍融合機能の構築へ

第四項 ESS実施報告

第五項 逆ベルリン・プラス

結論

終章

参考文献

二 内容の紹介

まず、序章では、本論文における問題の所在が述べられている。地域的安全保障主体というキーワードの提示とともに、理論的枠組みに関する本論文の立場が示されている。本論文が理論枠組みの検討を主眼とするものではないことを断った上で、従来の同盟理論や安全保障共同体論ではNATOの変容が論じきれないことと、統合理論の現状や安全保障上の理論に照らした場合のEUの安全保障主体化の理解の試みが論じられている。後者については、いわゆる「ロー・ポリティクス」からの統合を理解すべく積み上げられてきた古典的統合論による安全保障主体化の理解が困難であることは論を待たないとして、条約改正局面におけるリベラル政府間主義とEU内の制度構築局面における合理的選択論もしくは新・新機能主義の複合的活用という現状への肯定的立場が示されている。他方、ネオ・リアリズム的なEUの安全保障主体化の理解についても、同様に肯定的立場が示されている。

これらの理論枠組みに関する準備的検討ののち、本論文

の中核的な問題意識が示されている。すなわち、第一に、冷戦後のNATOは、具体的にどのような経過を経て今日の姿に至っているかということであり、第二に、欧州統合における軍事的側面の獲得がいかなされたのか、そしてそれは欧州・大西洋地域の安全保障枠組みという観点から見た場合に、どのように理解すればよいのかということであり、第三に、ともに変容したNATOとEUを含む、欧州・大西洋地域の安全保障枠組みの現状をどのように理解すべきかである。

第一章では、一連の旧ユーゴ紛争への対応を経て、NATOが地域的な危機管理を担う枠組みへと変容していった過程が検討されている。この過程で、必ずしも積極的ではなく、むしろ消去法的に、欧米諸国が同紛争に対応する際の枠組みとして見出され、結果的に同盟国の防衛にとどまらない、地域的な安全保障を担う枠組みへと変貌していった様子が体系的に説明されている。まず、一九九一年のローマ新戦略概念と一九九九年のワシントン戦略概念の条文の比較が提示され、NATOの地域的な安全保障機構への変化が明瞭に示されている。とりわけ、一九九一年の時点ではあくまでも同盟国の防衛というミッションの延長線上に位置づけられていた周辺地域の安定化任務が、一九九

年になると独立したミッションとなっていた変化についての論述は、詳細かつ明快なものである。実際に欧州の庭先で発生した、泥沼化した紛争への対応という過酷な現実が、冷戦期軍事同盟の冷戦後におけるあり方という理論的考察を追い越していった様子は、NATOが用いた「非五条任務」という、NATOが根拠とする北大西洋条約において明文の根拠を見いだせないことを物語る呼称に如実に現れていると指摘されている。

第二章では、地域的な安全保障機構としての役割を引き受けたNATOが、それに伴う様々な変容を遂げていく過程が論じられている。すなわち、機動的展開を可能とするNATO内の軍事態勢の変容とともに、「平和のためのパートナーシップ(PFP)」およびNATO・ロシア理事会(NRC)に至る対ロシア関係の構築について等である。PFPは、当初は旧東側諸国のNATO加盟申請の「待合室」であるとも見られていた。しかしながら、加盟申請国にとどまらない旧東側諸国を中心とする地域の国々をも包括するNATOのパートナーシップ・プログラム全体を視野に入れた際、それはNATOが欧州・大西洋地域において危機管理任務を実施する際に地域諸国と共同行動が取れる態勢を構築する試みであり、同時に装備計画や共同訓練

を通じた地域的な安全保障共同体構築の試みであることが指摘されている。NATO加盟という強力な「磁力」をもって推進されたこの試みは、NATOが地域的な安全保障機構化したことから要請された動きであった。

また、対ロシア関係の構築についても、その内実を観察した際、地域的な危機管理を主眼とした共同行動・共同決定の枠組みであると小林君は指摘する。当初はNATO・ロシア常設共同理事会(PJC)として、のちにNATO・ロシア理事会(NRC)として構築されてきたこの枠組みは、特にNRCにおいて一部政策領域における共同決定のしくみを取り入れたことから、ロシアのNATO「準加盟」であるとの報道もなされたくらいである。しかしながら、共同決定が認められたその「一部政策領域」がNATOの伝統的な機能においてではなく、危機管理に関するものであることを見るとき、伝統的な集団防衛機構としてのNATOへのロシアの参加ではなく、地域的な安全保障機能を中核とする新しいNATOへの参加であり、言うなればロシアの「準NATO」への加盟であると説明するのである。

さらに、地域的な安全保障枠組みに内在する脅威認識の不均衡を軸に、同盟内外の有志連合についても、考察が行わ

れている。これは、のちにNATOの部分稼働としてのEU安全保障政策を論じる際に鍵となる共同統合任務部隊(CJTF)を理解するための作業となっている。CJTFとは、冷戦期において東側諸国の大規模侵攻をのみ対象として軍事態勢を構築していたNATOが、その際に必要とされる統合軍事機構の全面的稼働という選択肢が有していなかったのに対し、地域的な危機管理任務実施への対応を迫られた中で、同軍事機構の機動的・部分的な稼働を可能とするしくみとして考案されたのである。

第三章では、二〇〇〇年代以後のNATOについて検討が行われている。ここでは、一九九〇年代を通じて地域的な安全保障機構という新たな一面を獲得していったNATOに、二〇〇一年以降は集団防衛への回帰が見られることも指摘されている。しかし、これは伝統的な同盟国の領土防衛への回帰ではなく、集団防衛のグローバル化、あるいは脱領域化である。狭義の9・11テロへの対応については、NATOは主体的役割を果たすことはなかった。9・11テロ直後に北米上空の警戒のためにAWACSを展開したにとどまり、アメリカが自衛権の行使として実施したアフガンスタン攻撃に際してNATOの枠組みが活用されたわけではない。しかしながら、9・11をひとつの契機として二

○〇六年に発出されたりが包括的政治指針以降、グローバル・アライアンスに向けた動きが見られるのである。

最終的には本論文提出時点で検討が進められている新たな戦略概念の策定を詳細に分析する必要があるが、NATOは、九〇年代に成し遂げた、比較的近隣の欧州・大西洋地域における危機管理任務を担う地域的安全保障機構化という基盤の上に、より遠方、すなわち「域外・外」とも呼ばれる地域において集団防衛任務を実施する態勢を整えつつある。具体的には、地域的安全保障機構化の際に構築された、同盟の部分稼働による機動展開を可能とするシステムを援用して、より遠方に、攻撃的能力に特化した機動展開を実施できる態勢を構築したり(NRF)、パートナーシップを更に拡充させる中でNATO部隊が遠方で活動する際に支援を得られる枠組みを構築したりしていることがこれにあたる。後者は、これまでのパートナーシップがNATOによる安全保障の「輸出」であったのに対して「輸入」であるとも指摘されるところである。中東・中央アジア諸国との関係構築や、日本やオーストラリアをはじめとする国々とのグローバルな協力関係構築の試みがこれに該当する。

第二部とも言うべき第四章および第五章では、EUの安

全保障主体化について論じられている。NATOが地域的安全保障機構化とその後の変容を経験する一方で、EUは、一九五〇年代の欧州統合過程開始期からの悲願とも言える、安全保障主体化を成し遂げつつある。その際、欧州地域的安全保障の中心的枠組みとしてNATOが存在している以上、ふたつの安全保障枠組みがどのように競合し、共存するのかという視点が必要になる。その際に鍵となったと小林君が指摘するのが、CJTFとESDI(「欧州安全保障・防衛アイデンティティ」(European Security and Defence Identity))である。すなわち、NATO内のEU加盟国は、NATOの部分稼働としてEUの軍事活動を実施するという「NATO内のESDI」という合意を梃子に、安全保障主体としてのEUの確立を開始していったのである。

第四章では、ECからEUへの発展と、「NATO内のESDI」という合意を契機に進展したEUの安全保障主体化について詳述されている。その際、対NATO関係とともに影響を及ぼしたのがEU内の政治力学である。EUは元来軍事同盟ではなかったため、軍事任務を引き受ける制度を構築する過程において、様々な意見が生まれ、加盟国間で激しく闘わされた。EUでは、全加盟国の同意が得

られない場合に、加盟国の多数が合意した政策領域についてまずEUの基本条約の外で協定を締結し、実践に移して経験を積み上げ、最終的には基本条約の中に組み込む手法が、EMU（経済通貨同盟）、EMS（経済通貨制度）、シエンゲン協定（域内国境管理の廃止）などで使われてきた。小林君は、このような手法が、軍事面を含む安全保障政策の確立過程についても、使用されてきたと説明する。つまり、経済共同体を主体とするECがEUに発展する中で共通外交・安全保障政策（CFSP）という政策分野を確立する過程で、まずECとは別の枠組みとしてEC加盟国が構築していた欧州政治協力（EPC）をEU内に取り込んだが、その時点では軍事的側面は慎重に排除されていた。次に、EC/EUとは別の機構として存在していた西欧同盟（WEU）の任務として合意されていた「ペータースベルク任務」と呼ばれる平和維持活動を中心とする戦争外任務としての軍事的任務をEUの任務に加え、実際の任務遂行に際してはWEUとしての軍事能力を活用することとされた。さらに、一九九八年の英仏サン・マロ合意を出発点としてEUは独自の軍事能力の構築を開始したが、この際にもWEUの機能を吸収することによってこれを行ったのである。その上で、実際の軍事能力としては、EU加盟国

がEUとしての活動のために軍事能力を提供することも選択肢としては持ちつつ、NATOの統合軍事機構の部分稼働としてEUとしての軍事活動を実施するという取り決めを行ったのである。これは、EUの安全保障主体化の文脈であると同時に、NATOの変容過程において見られた同盟の部分稼働としてのCJTFの文脈でもあり、両文脈の交わる場所であったと説明されている。

この、NATO変容とEUの安全保障主体化の両文脈が交錯したのち、NATO能力の活用という選択肢は残しつつ、EU独自の軍事能力という面においてもEUは着実な発展を遂げることとなる。その出発点となったのは、二〇〇三年の二つの動き、すなわち第二のサン・マロ合意とも言える英仏ル・トゥルケ首脳会談と独仏エリゼ条約四〇周年記念首脳会談であった。以後、EUは、より戦闘的な任務を実施可能な独自能力の構築を試みることとなる。二〇〇二年から二〇〇三年にかけての対イラク武力行使を巡る米欧諸国間の対立と、二〇〇一年以降の欧州憲法条約交渉におけるCFSP強化の方向性を背景とし、英仏間および独仏間で、より戦闘的な独自能力の構築が提起されることとなった。特に後者は独仏両国にベルギーとルクセンブルグを加え、欧州安全保障・防衛同盟（ESDU—Euro-

pean Security and Defence Union) 構築を提唱し、大きな議論を巻き起こした。小林君によれば、最終的に両イニシアチブは合流し、欧州憲法条約(同条約は批准に失敗したため、実際にはリスボン条約)における常設構造化協力として、そして実際の能力としては「戦闘群」として構築されることとなった。これらはEUの全加盟国に門戸を開きつつも、一部加盟国、換言すればEU内の有志連合諸国の先行を許容するメカニズムでもあったのである。

第五章では、EUは「新たな」安全保障主体にとどまらず、「新たな安全保障」主体となったことが論じられている。これは、EUが伝統的な軍事同盟とは異なり、文民的安全保障という新たな安全保障のあり方を提示していることによる。その端緒は、一九九〇年代のEUが、冷戦終焉に伴う新たな拡大過程の最中にあり、まず欧州の中立諸国の加盟を受け入れたことにあった。この中立諸国の中でも特にスウェーデンはEUの「軍事化」に危機感を覚え、様々な方法によってこれに抵抗を試みたが、そのひとつがCFSPの文民的側面の強化であった。結局、スウェーデンの働きかけが実を結び、CFSPの文民的側面の発展が見られたが、このことは、EUの安全保障主体としての新たな特性の獲得が、小国のイニシアチブと加盟国間の政治

力学によってもたらされたということであり、非常に興味深い。その後、CFSPの文民的側面を充実させることについて、当初はEU諸機関間の「縄張り争い」を引き起こしたが、その意義がEU内各機関に共有され機関の整備が進むに伴い、この問題は解消する方向にあると小林君は指摘する。

小林君は、このようなCFSPにおける文民的側面の確立に関して、EUが「新たな」安全保障主体であると同時に、「新たな安全保障」主体というプロファイルを獲得しつつあるものと指摘する。例えば、EU各国の憲兵部隊から構成される欧州武装警察部隊(EGF)が、国家破綻状況にある地域の治安回復に非常に適切と考えられている。このようなCFSPにおける文民的側面という新たな特性は、新たに伝統的軍事主体がひとつ誕生しただけというよりも、国家破綻などが注目される新たな安全保障情勢に適合した、新たな特性を有する安全保障主体が生まれつつあると見ることができる。しかもこの特性は、イラクやアフガニスタンにおいて従来型の軍の関与が必ずしも満足のいく結果をもたらしていなかったと見る場合、代替的な方策をもたらしうるとも考えられるのである。実際に、一九九〇年代にEUが軍事能力をNATOに依存したように、今度は

NATOがEUに文民的手段を依存するのではないかとの議論もある。前者を規定した協定が「ベルリン・プラス」と呼ばれるものであったことから、後者が「逆ベルリン・プラス」とも呼ばれることがあるのはこのためである。

終章では、一連の論述が総括されている。特に冷戦後のNATOが理論的枠組みが追いつかないままに地域的安全保障機構へと変容を遂げたこと、その過程において案出されたNATOの部分稼働メカニズムを援用してEU安全保障が揺籃期を過ぎたこと、さらに文民的安全保障政策の存在がNATOや各加盟国に対するEU安全保障政策の独自性をもたらしているものと考えられることなどが改めて強調されている。

三 評価

以上、本論文の内容を簡単に紹介してきたが、以下、本論文の意義・貢献と問題点を考察する。

本論文の第一の意義は、NATOとEUの両機構をイコール・フッティングで視野に入れ、さらに個別の紛争対応のケースを含め、両機構間の有機的な関係を描き出している点にある。近年、NATOやEUの安全保障研究への関心は高まりつつある。これは、ひとつには冷戦の終焉に

伴って、旧ユーゴ紛争の勃発に見られるように、欧州近隣地域の情勢が流動化したためであり、さらに冷戦期の軍事同盟と見られていたNATOが変容しつつ継続しているためであり、同時にEUの安全保障主体化が進展しているためである。しかしながら、我が国においては安全保障研究の蓄積が浅いために、また米欧においては「当事者」であるためにNATOやEUや個別のケースをそれぞれ詳細に扱う必要性が非常に重いものとしてあるがゆえに、これらの両機構を有機的に関連づけながら全体像を描出しようとする試みはさほど多くない。このような状況下で、NATOの部分稼働としてのCJTFと有志連合化の動き、それにEUの安全保障主体化のマイルストーンとしての「NATO内のESDI」を結節点としながら、そこに収斂し、かつそこから拡散するEUとNATOの織り成す欧州・大西洋地域の安全保障構造の変容の全体像を描き出したことは高く評価される。

第二に、世界的に見ても、欧州研究の第一人者ですら「無視してきた」と指摘されるEUの文民的安全保障について、欧州・大西洋地域の安全保障構造の全体像の中に的確に位置づける試みがなされていることも、貴重な貢献である。文民的安全保障、特にCFSP枠内のそれは、軍事

的安全保障を研究する側からも、開発援助などを主眼としてきた伝統的な文民的政策分野の専門家からも、国内的な治安部門を取り上げてきた研究者からも、これまで十分に検討されずにきた。本論文は、その扉を開くものになると考えられる。

第三に、アーカイブ研究が不可能な同時代史を扱いながら、NATOの各戦略概念や公式文書、EUの各条約、安全保障戦略ならびに公式文書を丁寧に読み込み、それらの比較を緻密に行うことによって検証に耐えうる成果を導いたことも評価される。これまでも、NATOの変容を地域的安全保障機構化として捉えた考察は存在しなかったわけではない。しかしながら、一九九一年のローマ新戦略概念、一九九九年のワシントン戦略概念、そして二〇〇六年の리가包括的政治指針といったベンチマークとなる公式文書を緻密に読み解くことによって、NATOの地域安全保障機構化とその後の変容をここまで明確に論じたものは存在せず、大きな貢献であると評価することができる。

このように従来の研究にない新しい知見を数多く提起し、明確な学問的貢献と見られる本論文ではあるが、今後取り組むべきものを含めていくつかの問題点や課題も見られる。

第一に、理論的枠組みの明確化である。確かに、NAT

Oの変容を安全保障論、特に同盟変容論の上に論じ、EUの安全保障主体化を統合論の蓄積の上に論じるならば、両者を説明する総合的な単一の理論枠組みで論じることが困難である。ましてや、欧州統合という政治現象を包括的に扱う理論的枠組みが不明確になっている現状においては、この課題は非常に野心的なものである。狭義の安全保障論や地域統合論にとどまらない総合的・包括的視座として安全保障共同体論や地域的安全保障複合体論などがありうるが、序章において準備的な考察を行った他には、小林君は明示的に批判的検討を行っていない。包括的・総合的な理論的視座の模索を、本論文の成果の上に立って継続することは断念されてはならない課題として残っている。

第二に、本論文においていくつかの鍵となる概念についての定義が万全であるとは言えない。地域的安全保障機構とは何か、安全保障主体とは何か、あるいは文民的安全保障とは何か、などである。地域的安全保障機構は、伝統的な領土的集団防衛のための軍事同盟と対比されていることから、加盟国の領土防衛を超えた、同盟国周辺地域の安全保障上の課題にも対処する枠組みであると考えられるが、加盟国領土の防衛を超えて発展的に集団防衛任務を担う主体への変化を、どのようにに地域的安全保障機構化という概

念と対比すべきなのは、今後更なる検討を要するであろう。また、安全保障主体という概念も、安全保障とは何か、それがどのように変容しつつあるのか、あるいは主体とは何かについての明瞭な定義ないし議論を踏まえて展開されることが望ましい。さらに、文民的安全保障における文民的とは何かという点についても、さらに深みのある議論が必要である。実際に「シビリアン・パワー」に軍事力行使を行うものを含める議論が存在し、文民警察官という用語も存在する一方で、EUでは、軍所属の警察力である憲兵（武装警察）部隊も文民的安全保障の文脈で語られているなど、現状の混乱があるのも事実である。しかし、議論を整理し、汎用性のある緻密な定義を模索する作業はなされて然るべきではあった。

第三の問題は、EUの文民的安全保障政策の個別的事例の検討が十分なされていないことである。行政支援、国境管理支援、司法支援など様々な能力パッケージが展開されているが、軍事オペレーションの検討と比較して、これら個別のオペレーションおよび能力の検討と説明が十分であるとは言えない。これらについては、今後更なる研究の継続が期待されるところである。

四 結論

このように、問題点を抱え、将来の課題も残っているが、小林正英君が提出した本論文は、冷戦後の欧州・大西洋地域の安全保障枠組みの変容について実証的に分析した安全保障研究として、またより広くEUを中心とした欧州統合研究として、学界に対して多大な貢献を行ったことは明白であり、その意義は誠に大きいと言える。

よって審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分値するものと判断し、その旨を報告する次第である。

平成二三年一月一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法 学 研 究 科 委 員	田 中 俊 郎
副査	慶應義塾大学法学部教授 法 学 研 究 科 委 員	添 谷 芳 秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	赤 木 完 爾